

大和高田市

子ども読書活動

推進計画【第2次】

令和8年度～令和12年度



令和7年12月

大和高田市教育委員会

～ 目 次 ～

はじめに	…2
第1章 計画策定の背景	…2
1. 子どもの読書活動をめぐる動き	…2
2. 教育におけるデジタル化の進展	…3
第2章 基本的な考え方	…4
1. 基本方針	…4
(1) 不読率の低減	
(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保	
(3) 子どもの読書活動推進のための環境整備	
(4) 子どもの視点に立った読書活動の推進	
2. 本計画の期間及び対象者	…6
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	…6
1. 家庭・地域における読書活動の推進	…6
(1) 家庭における読書活動の推進	
(2) 地域における読書活動の推進	
2. 学校や幼稚園・保育所・こども園等における読書活動の推進	…9
(1) 幼稚園・保育所・こども園等における読書活動の推進	
(2) 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進	
資料 子どもの読書活動の推進に関する法律	…12

はじめに

子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。そして同法第8条の規定に基づき、平成14年8月に国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、成果と課題や子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、平成20年3月に第2次基本計画、平成25年5月に第3次基本計画、平成30年4月に第4次基本計画、令和5年3月に第5次基本計画を策定しました。

それに伴い奈良県においても、平成15年7月に「奈良県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年2月に「奈良県子ども読書活動推進計画－5年間の成果と課題－」を発表しました。3度目の発信となる令和2年には「奈良県子ども読書活動の充実を目指して」という資料で、子どもの読書活動の充実を発信しています。

本市におきましても、平成28年に「大和高田市子ども読書活動推進計画」を策定し、各学校や幼稚園・保育所・こども園での読書活動を推進するとともに、市立図書館を中心とした地域や家庭とも連携した読書活動の推進に取り組んできました。その成果と課題を整理し、さらなる読書活動推進を目指して今次の推進計画を策定しました。

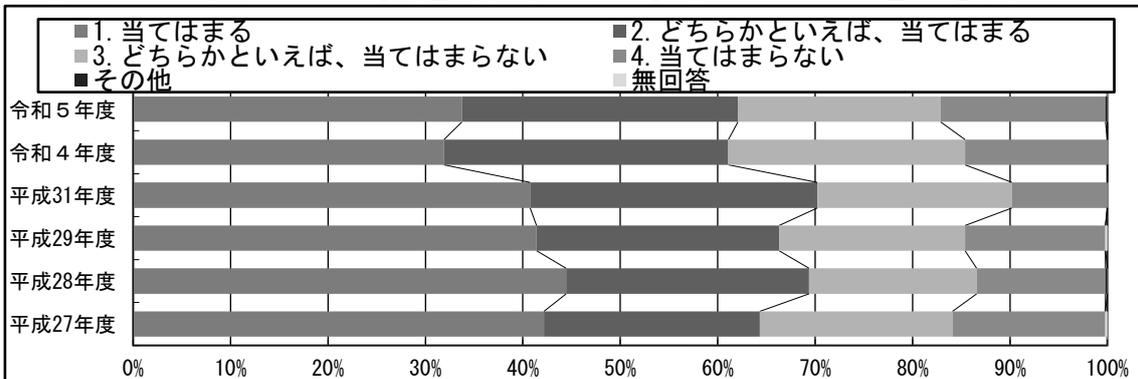
子どもたちが、読書を通じて言葉を学び、感性を磨き表現力を高め、想像力・創造力を豊かなものにするために、家庭・地域・学校・幼稚園・保育所・こども園・図書館等が連携して、取組を発展・充実させることが重要です。

第1章 計画策定の背景

1. 子どもの読書活動をめぐる動き

全国学力・学習状況調査における児童質問紙

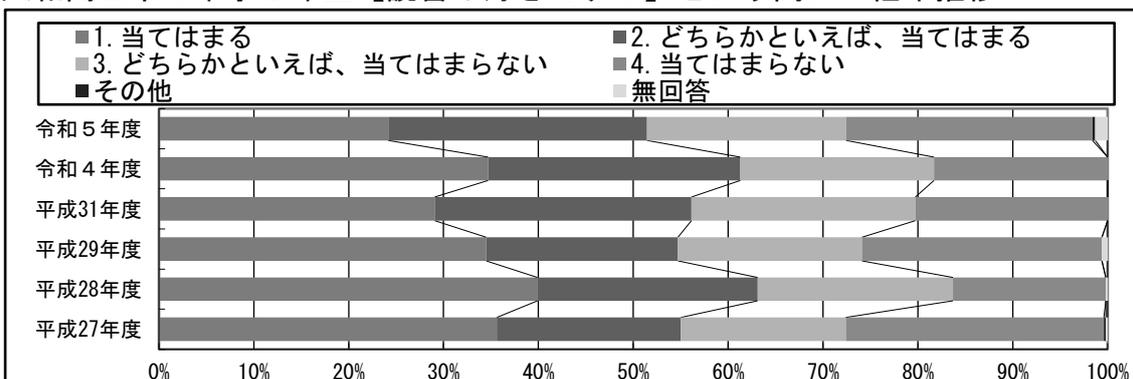
大和高田市の小学6年生【読書は好きですか】という問いの経年推移より



コロナ禍により調査自体がなかった年度や、設問がなかった年度もありますが、大和高田市の小学生は、6～7割の児童が「読書が好きだ」と答えています。

全国学力・学習状況調査における生徒質問紙

大和高田市の中学3年生【読書は好きですか】という問いの経年推移



中学生においても、5割から6割強の生徒が「読書が好きだ」と答えています。一方、年齢が進むにつれて、スマートフォンやパソコン等の使用率が上がり、ゲームや動画に費やす時間が増えていることも同じ全国の調査結果からわかっています。

また、小学生から高校生までの子どもの不読率^{※1}は、令和2年度末から令和3年度当初に実施された全国一斉臨時休業等を経て、令和元年度の34.4%から令和3年度には38.5%まで上昇しました^{※2}。新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限されました。また、地域の図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされました。こうした状況が、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性があります。

※1 1か月に本を1冊も読まない子どもの割合。

※2 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)濱田秀行氏発表資料。
この調査では、ふだん学校以外で本を読む時間がない(読まない)ことを不読としている。

2. 教育におけるデジタル化の進展

「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)に基づき、令和元年度補正予算において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想に必要な経費が計上されました。令和2年度第1次補正予算及び第3次補正予算、令和3年度予算に「GIGAスクール構想の拡充」等に必要な経費が計上され、GIGAスクール構想の実現が加速されました。

学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示す「学校教育情報化推進計画」（令和4年12月26日）が策定され、さらに、ICT^{※1}を活用するための環境整備やICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成等の基本方針が示されました。本市においても令和2年7月に、市立各小・中学校に1人1台端末を整備するとともに、教職員への研修を行い、子どもたちの学習におけるICT活用を進めてきました。

また、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携・協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとつづくり・地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

※1 情報通信技術。人とインターネットをつなぎ、情報のやり取りを行う技術のこと。

第2章 基本的な考え方

1. 基本方針

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識することが重要です。また、多様な人々を価値のある存在として尊重し、協働しながら社会的変化の波を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められます。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力や表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる探究心や真理を求める態度が培われます。

また、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得ることが重要です。このような体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング^{※2}につながります。将来、その体験を、今度は自分の子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

※2 「次期教育振興基本計画について(答申)」(令和5年3月8日中央教育審議会)によると、ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。

(1) 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるとすることが重要です。

不読率の改善に向け、学校種間の移行段階で学校図書館に関するオリエンテーション等の取組、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努め、加えて乳幼児期からの読み聞かせを推進します。

高校生の不読率は、小学生、中学生に比して、高い状況が続いています。乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、子どもだけに限らず大人も含めて主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図ります。

(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子どもや日本語指導を必要とする子ども等、様々な支援を必要とする子どもたちがいます。読書活動の推進にあたり、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、読書機会の確保に努めます。

(3) 子どもの読書活動推進のための環境整備

AI^{※1}の発達などの社会のデジタル化やGIGAスクール構想の進展等を踏まえ、デジタル化に対応した環境整備が必要です。言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や市立図書館等のDX^{※2}を進めます。

※1 人工知能。人間のような知的作業(学習、認識、判断、推論など)をコンピューターに実行させる技術のこと。

※2 デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術を活用して、生活やビジネスモデル等の変革を行うこと。

(4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

中央教育審議会による令和3年答申では、新学習指導要領に基づいて、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、子どもの主体的な学びを支援することが強調されています。

また、令和4年6月に「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）や「こども基本法」（令和4年法律第77号）等が成立しました。これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。

本市でも読書活動の推進にあたって、アンケート等の様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行います。

2. 本計画の期間及び対象者

令和8年度から令和12年度の概ね5年間とします。

本計画は、乳幼児から高校生までを対象者とし、概ね18歳までとします。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1. 家庭・地域における読書活動の推進

家庭は子どもたちにとって最初に本や読書に出会う場です。読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが望まれます。また、定期的に読書の時間を設ける等、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが重要です。

多様な子どもの読書活動を推進するために、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠です。教育委員会においても、社会教育、学校教育の両面から読書活動を推進していきます。

また、家庭・学校・幼稚園・保育所・こども園・図書館等に加え、公民館、児童館等が、機関の特質を生かし、効果的に連携・協力することも重要です。図書館等のDXの進展により、学校と市立図書館との連携・協力体制を強化していくとともに、電子図書・電子書籍を含む社会教育・学習資源が、学校教育においても、最大限に活用される仕組みの構築に取り組みます。

(1) 家庭における読書活動の推進

①「家読(うちどく)」^{※1}の取組

子どもが読書習慣を身に付けるためには、家庭での読書環境を整えることが大切です。いつも身近な場所に本があり、子どもの周りにいる大人が普段から本に親しむ姿を示すことは、子どもが読書に興味をもつきっかけとなります。また、家庭での読書を習慣付けることは、テレビやコンピューターゲーム、スマホ等の電子メディアとの過度な関わりを軽減し、生活習慣を整えることにもつながります。「家読」は、本を介した家族間のコミュニケーションを推奨する運動です。「家読」を推進することにより、家庭での読書環境が整備されるよう取り組みます。

※1 「朝の読書」で読書の習慣を身に付けた子どもたちを手本に、家庭でも読書を習慣付けようと2006年に書籍等の取次会社である(株)トーハンが提唱して始まった運動。本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族で一緒に本を読んで感想を語り合うこと等を進めている。

②「ブックスタート事業」を実施

乳幼児期からの読み聞かせの大切さを保護者に理解してもらうため、読み聞かせの方法や意義などを説明し、絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を実施しています。

(2) 地域における読書活動の推進

①市立図書館における読書活動の推進

市立図書館では、指定管理者制度を導入し、官民連携を構築しています。ボランティアの協力も得ながら、「おはなし会」、「としよかん紙芝居屋」、「えほんどわらべうたの時間<<きらら>>」など、対象年齢にあわせ、子どもが絵本や物語に親しむ機会の提供に努めます。これらの行事やイベントを周知するために、ホームページや広報誌等による広報に努め、子どもがより主体的に読みたい本を選択できるよう図書館システムの構築にも努めます。

○図書館の取組

- カードの発行:初めて本を借りる人は、申込書に記入し、氏名・住所・生年月日を確認できるものをカウンターで提示してもらいます。有効期限は3年です。
- 貸し出し:ひとり10冊まで、2週間借りられます。

■返却:本や雑誌は、図書館カウンターだけでなく返却ポストでも返却できます。

■返却ポスト場所:①市民交流センター(コスモスプラザ)

②葛城コミュニティセンター

③総合福祉会館(ゆうゆうセンター)

④トナリエ大和高田

■開館時間:平日は午前9時～午後7時 土日祝日は午前9時～午後5時

月曜日は定休日、特別整理期間(本を整理する期間)と年末年始は休館

■団体貸し出し:市内を活動拠点にしている10名以上の団体は利用可能。50冊まで、4週間借りられます。学校・幼稚園・こども園・保育所(園)ももちろん利用可能です。

■学習室:図書館カードで受付すると、利用することができます。

※対象:大和高田市在住・在学・在勤の中学生以上

■赤ちゃんタイム:毎週木曜日午前10時～午後0時・第1土曜日午後2時～4時
小さいお子様連れの方が気がねなく図書館を利用できる時間を設けています。

■おはなし会等の開催

・第1土曜日 午後2時～ **あかちゃんわくわく絵本タイム**

※対象:あかちゃんと保護者

・第2土曜日 午前10時30分～ **おはなし会**

※対象:4歳以上、または一人でおはなしをきける3歳以下のこども

・第3土曜日 午後2時～ **としょかん紙芝居屋**

※どなたでも参加可能

・第4土曜日 午前10時30分～ **えほんとわらべうたの時間《きらら》**

※3歳以下の子ども(4歳以上でも参加できます)

■電子図書館:電子端末で読むことができる電子図書を借りられます。大和高田市在住・在学・在勤で図書館カードをお持ちの方は利用できます。また、学校の児童生徒に対し、児童生徒に配布された端末から電子図書館にアクセスできるように学校との連携に努めます。

②学校への支援・連携に関する取組の推進

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携・協働するコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を一体的に推進しています。現在も読書のきっかけ

ともなり得る様々な体験活動、読み聞かせ等の読書関連イベントを地域社会や地域学校協働活動推進員と協働した活動が実施されています。また、学校図書館のボランティアとして、おすすめ図書の紹介、図書室の本の整理や環境整備等、取り組んでくださっています。今後もそれらの活動を支援していきます。

2. 学校や幼稚園・保育所・こども園等における読書活動の推進

多様な背景をもつ子どもの状況を踏まえ、子どもの読書活動の推進に当たっても、多くの子どもが長い時間を過ごす学校・園所の役割が重要性を増しています。

(1) 幼稚園・保育所・こども園等における読書活動の推進

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園・保育所・こども園は、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。

幼稚園・保育所・こども園で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し読み聞かせ等の意義を発信していきます。

幼稚園・保育所・こども園においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めます。

幼稚園・保育所・こども園においては、保護者やボランティア等と連携・協力するなどして図書の整備を図るとともに、市立図書館等の幼稚園・保育所・こども園を対象とした配本や団体貸し出しを利用する等、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めます。

また、異年齢交流において小中学生が幼稚園・保育所・こども園の乳幼児に読み聞かせを行う等、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫します。

(2) 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

① 学校図書館の役割と整備

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。「学校教育法」においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されています(第21

条第5号)。また、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて言語活動を充実することが求められています。また、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実すること、地域の図書館等の活用を積極的に図り、学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されています。

学習指導要領等を踏まえ、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めます。また、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めます。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

学校図書館は、学校教育に欠くことのできない基礎的な設備であり、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にも効果的に生かすことが期待されており、各教科等の習得・活用・探究の過程の中で、図書館等の豊富な資料や情報が有益です。

②多様な子どもたちの読書機会の確保

<学校図書館の開館>

学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるようにします。また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努める等、多様な背景を持つ児童生徒に読書や学習の場を提供するよう努めます。その際、地域の多様な人々の参画も得る等、教職員の業務負担の軽減にも配慮します。

<学校図書館資料の充実>

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、多様な児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・

充実させる必要があります。公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準である「学校図書館図書標準」を達成できるように努めます。

<全校一斉の読書活動等>

10分から15分程度の短い時間を活用して、児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について全校一斉で実施する読書活動は、全国の小学校の90.5%、中学校の85.9%、高等学校の39.0%で実施されています（令和2年度文科省調査）。全校一斉の読書活動等は、本を読む習慣のない子どもが本を手取るきっかけとなり、不読率の改善につながる可能性があります。学校において、読書の機会が確保されることは、子どもの読書習慣の形成を促す上で重要です。

また、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められています。複数教科を横断する学習の重要性が増していることから、高校生等が様々な分野の資料にアクセスできる学校図書館等を活用し、読書に興味を持つことが期待されます。

<図書委員会等における児童生徒の読書活動の推進>

個々の子どもが、主体的に学んだり楽しんだりするために、自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援する必要があります。このため、児童生徒の意見聴取の機会を確保するとともに、図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に関わることができるように、学校図書館便りの作成や学校図書館を利用して読書を広める活動等を推進します。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 1 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推

- 進基本計画」という)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条1 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という)を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条1 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。